

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市身体障害者用自動車運転免許取得費助成金
補助の区分	扶助的補助
補助の概要	障がい者が就労、求職、通院、通学又は通所に伴い自動車運転免許を取得する場合において、指定自動車教習所において教習を受けるために必要な経費の一部を助成する。
補助事業者	身体障害者手帳の交付を受けている者で、身体障害者障害程度等級表の1級から4級までに該当するもの
補助対象経費	指定自動車教習所において免許取得のために要する入学金、教習料金、検定料、卒業証明書交付手数料等
類似補助の有無	<p>無</p> <p>○同種の補助金の統合検討</p>
補助金額（定額、上限、下限等）	<p>上限10万円</p> <p>○少額（5万円以下）補助金の理由</p>
補助率等	<p>対象経費の1/3</p> <p>○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由</p>
数値目標等	<p>A 数値化</p> <p>第6期佐渡市障がい福祉計画に基づき、目標数を1件とする</p> <p>○目標に対する費用対効果（計算式）</p> <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法</p>
補助制度開始	平成25年4月1日
見直し時期	令和5年9月30日
補助終期	<p>令和6年3月31日</p> <p>○終期の設定が3年を超える場合の理由</p>
補助事業の募集・開示等	<p>○開示内容及びその方法（手段）</p> <p>HPに掲載、手帳送付にあわせて周知</p>
事業担当	<p>(担当部署) 社会福祉課</p> <p>(電話番号) 0259-63-5113</p>